# 神奈川県居住支援協議会の取り組み概要

資料２－１

○住宅確保要配慮者の入居を拒まない「かながわあんしん賃貸住宅」の情報提供等を実施。
○住宅確保要配慮者に対する住宅相談並びに住宅情報の提供及びあっせん等の支援活動について、NPO等の民間団体と行政等が連携して取り組む事業を支援。
○空き家の適正管理・利活用への取り組みを分科会構成員等の協力を得て実施

【名称】神奈川県居住支援協議会　【設立】平成22年11月
【構成団体】
・地方公共団体（県・全33市町村）
・不動産関係団体（4団体）
・住宅供給団体（6団体）
・居住支援団体（18団体　内、居住支援法人10団体）
・その他の団体（5団体）
【事務局】かながわ住まいまちづくり協会

居住支援協議会

構成員間の連携
・地方公共団体、宅地建物取引業者等、居住支援団体他
⇒住宅確保要配慮者に対して要配慮者の入居を拒まない住宅等の情報提供
⇒要配慮者の民間賃貸住宅等への入居支援　等

情報提供・委託 ↓　↑ 報告・情報共有

情報提供 ↓

委託先の居住支援団体

居住支援・生活支援 ↓　↑ 入居相談・生活相談

住宅確保要配慮者

## かながわあんしん賃貸支援事業の実施

●要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅、不動産店及び入居後の生活支援を行う団体を登録し、ホームページ等を通じて公開。

## 住宅確保要配慮者向けの情報紙作成

●パソコンを所有しない方等を考慮し、登録情報や要配慮者の受け入れに協力的な不動産店の取り組み紹介等を掲載した情報紙を発行

## 民間賃貸住宅等への入居支援（委託）

●要配慮者に対する住宅相談並びに入居可能な住宅情報の提供及びあっせん等の支援活動について、NPO等の民間団体と行政等が連携して取り組む事業を支援。

## 空き家の利活用等への取り組みを実施

●空き家の利活用に関する相談窓口等を設置するとともに、空き家特措法第2条第2項に規定する「特定空家等」の判断に資する「特定空家等の判断マニュアル（案）」等3つのマニュアルを作成。
●様々な空き家問題の相談へのワンストップ対応や、庁内及び関係団体等との連携など、市町村職員のスキルアップを目的とした空き家相談テキストを作成。